

平成30年度国民医療費の報道発表資料及び概況の訂正について

標記について、報道発表資料及び概況の一部に誤りがあったため、下記のとおり訂正しました。

記

		誤	正
報道発表資料	【結果のポイント】 3段落目	<p>○財源別の国民医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費 「国庫」 <u>10兆9,585</u>億円（全体に占める割合 <u>25.3</u>％） 「地方」 <u>5兆5,912</u>億円（同 <u>12.9</u>％） ・保険料「事業主」 9兆2,023億円（同 21.2％） 「被保険者」 <u>12兆2,257</u>億円（同 <u>28.2</u>％） ・その他「患者負担」 5兆1,267億円（同 11.8％） 	<p>○財源別の国民医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費 「国庫」 <u>11兆 400</u>億円（全体に占める割合 <u>25.4</u>％） 「地方」 <u>5兆5,649</u>億円（同 <u>12.8</u>％） ・保険料「事業主」 9兆2,023億円（同 21.2％） 「被保険者」 <u>12兆1,705</u>億円（同 <u>28.0</u>％） ・その他「患者負担」 5兆1,267億円（同 11.8％）
概況（本文）	P 4 3 財源別国民医療費	<p>財源別にみると、公費は<u>16兆5,497</u>億円（構成割合<u>38.1</u>％）、そのうち国庫は<u>10兆9,585</u>億円（同<u>25.3</u>％）、地方は<u>5兆5,912</u>億円（同<u>12.9</u>％）となっている。保険料は<u>21兆4,279</u>億円（同<u>49.4</u>％）、そのうち事業主は9兆2,023億円（同21.2％）、被保険者は<u>12兆2,257</u>億円（同<u>28.2</u>％）となっている。また、その他は5兆4,173億円（同12.5％）、そのうち患者負担は5兆1,267億円（同11.8％）となっている。（表3、統計表第3表、参考1）</p>	<p>財源別にみると、公費は<u>16兆6,049</u>億円（構成割合<u>38.3</u>％）、そのうち国庫は<u>11兆400</u>億円（同<u>25.4</u>％）、地方は<u>5兆5,649</u>億円（同<u>12.8</u>％）となっている。保険料は<u>21兆3,727</u>億円（同<u>49.3</u>％）、そのうち事業主は9兆2,023億円（同21.2％）、被保険者は<u>12兆1,705</u>億円（同<u>28.0</u>％）となっている。また、その他は5兆4,173億円（同12.5％）、そのうち患者負担は5兆1,267億円（同11.8％）となっている。（表3、統計表第3表、参考1）</p>

平成30年度国民医療費の概況（表3） 正誤表

（誤）

表3 財源別国民医療費

財源	平成30年度		平成29年度		対前年度	
	国民医療費 (億円)	構成割合 (%)	国民医療費 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
総数	433 949	100.0	430 710	100.0	3 239	0.8
公費	165 497	38.1	165 181	38.4	316	0.2
国庫 ¹⁾	109 585	25.3	108 972	25.3	613	0.6
地方	55 912	12.9	56 209	13.1	△ 297	△ 0.5
保険料	214 279	49.4	212 650	49.4	1 629	0.8
事業主	92 023	21.2	90 744	21.1	1 279	1.4
被保険者	122 257	28.2	121 906	28.3	351	0.3
その他 ²⁾	54 173	12.5	52 881	12.3	1 292	2.4
患者負担（再掲）	51 267	11.8	49 948	11.6	1 319	2.6



（正）

表3 財源別国民医療費

財源	平成30年度		平成29年度		対前年度	
	国民医療費 (億円)	構成割合 (%)	国民医療費 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
総数	433 949	100.0	430 710	100.0	3 239	0.8
公費	166 049	38.3	165 181	38.4	868	0.5
国庫 ¹⁾	110 400	25.4	108 972	25.3	1 428	1.3
地方	55 649	12.8	56 209	13.1	△ 560	△ 1.0
保険料	213 727	49.3	212 650	49.4	1 077	0.5
事業主	92 023	21.2	90 744	21.1	1 279	1.4
被保険者	121 705	28.0	121 906	28.3	△ 201	△ 0.2
その他 ²⁾	54 173	12.5	52 881	12.3	1 292	2.4
患者負担（再掲）	51 267	11.8	49 948	11.6	1 319	2.6

注：1) 軽減特例措置は、国庫を含む。

2) 患者負担及び原因者負担（公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付等）である。

注：1) 軽減特例措置は、国庫を含む。

2) 患者負担及び原因者負担（公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付等）である。